

**秋の行政相談週間**

10月15日～21日

**ご利用ください「行政相談」**

「行政相談」ってご存知ですか？

「行政相談」とは、国、県、市やNTTなどの特殊法人などの仕事について、皆さんから苦情や意見、要望をお聞きし、その解決の促進を図る制度です。

総務省では、この行政相談制度を皆さんにもっとよく知っていただき、利用していただくため、10月15日(月)から21日(日)までの一週間を全国的に「秋の行政相談週間」としています。

行政苦情について、全国どこからでも同一の電話番号(0570-090110)でお受けいたします。

伊賀市では、総務大臣から委嘱を受けた行政相談委員さんが、皆さんの相談をお受けしています。詳しくは毎月15日号の本紙をご覧ください。ご相談は無料で、相談者の秘密は固く守ります。

【問い合わせ】 本庁市民生活課 ☎22-9638

また、三重県司法書士会上野支部等が開催する下記の合同無料法律相談会もご利用ください。

**■合同無料法律相談**

日頃市民の方々が抱えている身近な問題について専門家が無料で相談をお受けします。

【と き】 10月13日(土) 午前10時～午後3時

【ところ】 伊賀市文化会館 1階 多目的室

【共 催】 三重県司法書士会上野支部・三重県行政書士会伊賀支部・三重県土地家屋調査士会上野支部・東海税理士会上野支部・三重県社会保険労務士会中勢支部

【問い合わせ】 三重県司法書士会事務局 ☎059-224-5171

**法の日を迎えて****～裁判員制度実施に向けての具体的な取組～**

10月1日は、「法の日」です。

人々が幸せな生活を送るためには、個人の自由が保障されなければなりません。しかし、それは個人個人の言論や行動が無制限に許されるということではありません。なぜなら、個々人は同じように尊重されるべき自由を持っており、それぞれの自由が衝突することもあるからです。そのような場合に、法は、個人と個人との自由の調和を図って、安定した社会生活を送れるようにする役割を果たすこととなります。



また、法は、国に対し、法に従って権限を行使するように命じることによって、国による権限行使が適正な内容と手続きの下で行われるようにし、国民の権利を守るという役割も果たしています。

「法の日」は、国民の皆さんに、法の役割や重要性について考えていただくきっかけとなるように設けられたものです。ぜひこれを機会に、法や裁判の問題を皆さん自身の問題として考えていただきたいと思います。

さて、国民が刑事裁判手続に参加する裁判員制度が

平成21年5月までに実施されることは、皆さんもご存じのことだと思います。裁判所ではこれまでも全国各地で模擬裁判を行い、国民の皆さんに分かりやすい裁判のあり方について検討してきました。今年5月には、より現実に近い形で国民の皆さんとともに模擬裁判を行うため、裁判員を選任する模擬手続を本格的に実施するなど、裁判員制度の実施に向けて取り組んでいます。また、今年6月には最高裁判所規則を制定し、裁判員制度の具体的な手続などが定まるなど、裁判員制度の実施に向けた準備を進めています。今後とも更に国民の皆さんが不安なく裁判員として参加していただけるよう、十分な検討を行っていきます。

裁判所、法務省、検察庁および弁護士会では、10月1日からの1週間を「法の日」週間とし、毎年全国各地で講演会など各種の行事を実施してきました。今年もその一環として全国各地で模擬裁判や模擬評議体験など裁判員制度に関する様々な催しを行う予定です。皆さんのご参加をお待ちしています。

①裁判員制度の詳細については、裁判員制度ウェブサイト (<http://www.saibanin.courts.go.jp/>)

②各地の裁判所での催しの案内については、裁判所ウェブサイト (<http://www.courts.go.jp/>)

ぜひアクセスしてください。

津地方裁判所では、平成19年10月から平成20年2月にかけて三重県各地で裁判員制度フォーラムを行いますので、ぜひご参加ください。詳しくは、津地方裁判所ウェブサイトをご覧ください。(<http://courts.go.jp/tsu/>)

(裁判員制度キャッチフレーズ) 「私の視点、私の感覚、私の言葉で参加します。」



## 伊賀市都市マスタープラン策定委員会 委員を募集します

### 【概要】

現在の伊賀市には4つの都市計画区域と都市計画区域外の地域があり、一体的な都市づくりを進める必要があるため、各地域が連携し、地域特性を高めながら魅力ある都市形成を目指すため、市の将来像や土地利用の基本方針、都市施設（道路・公園・下水道など）の配置方針、そして地域毎のまちづくりの方針などを明らかにする「伊賀市都市マスタープラン」の策定を行います。

計画策定にあたり、「伊賀市都市マスタープラン策定委員会」の委員として、活躍いただける市民の方を募集します。

**【募集人員】** 2人以内

### 【応募資格】

- ①市内在住の満20歳以上の方
- ②市が設置する審議会および市の附属機関の委員でない方
- ③市議会議員および市職員でない方

### 【任期】

委嘱の日から計画を策定する日（平成21年度末頃を予定）まで

### 【報酬】

市の規定に基づく

### 【開催回数】

年2回程度（原則として平日）を予定

### 【応募方法】

住所、氏名（ふりがな）、年齢、性別、職業、電話番号を明記の上、「伊賀市都市マスタープラン策定委員会委員への応募動機」について800字以内で記載し、持参または郵送・FAX・Eメールのいずれかで提出してください。

※応募様式については、市のホームページ（<http://www.city.iga.lg.jp/>）からもダウンロードできます。

### 【応募期限】

10月26日（金）\*必着

\*FAX・Eメールの場合は、午後5時受信まで

### 【選考方法】

作文審査により選考し、性別、地域間バランス、年齢などによる委員の構成比率を勘案して決定します。なお、選考結果については、応募者に書面で通知します。

### 【提出先・問い合わせ】

〒518-8501

伊賀市上野丸之内116番地

伊賀市建設部都市計画課

☎22-9826

FAX22-9838

✉tokei@city.iga.lg.jp

※持参の場合は、各支所産業建設課でも受け付けます。

## 伊賀市生活排水処理基本計画（案） パブリックコメント募集

### 【概要】

市では、生活環境の保全および公衆衛生の向上の観点に立ち、家庭生活の営みに伴って発生するし尿および生活雑排水の適正な処理をめざして、平成19年度から平成27年度を計画期間とする生活排水処理基本計画を策定します。つきましては、市民の皆さんのご意見を募集します。

### 【募集期間】

10月3日（水）～17日（水）\*必着

### 【詳細の閲覧方法】

- ①市ホームページ（<http://www.city.iga.lg.jp/>）
- ②本庁下水道課および各支所下水道担当課（室）に資料を用意します。

### 【意見の提出方法】

意見を提出する件名（生活排水処理基本計画）を記載し、ご意見（「該当箇所」およびそれに対する「意見内容」）・住所・氏名・電話番号を明記の上、郵便・FAX・Eメール・持参のいずれかで提出してください。

### 【その他】

提出していただきましたご意見・ご提案は、計画策

定の検討資料とさせていただきます。なお、後日とりまとめの上、市の考え方とあわせて伊賀市ホームページで公表します。（個別に回答は行いません）

### 【提出先・問い合わせ】

〒518-8501

伊賀市上野丸之内116番地

伊賀市建設部下水道課

☎22-9821

FAX22-9836

✉gesuidou@city.iga.lg.jp

※持参の場合は、各支所下水道担当課（室）でも受け付けます。